



2016

ディスクロージャー誌

SBIいきいき少額短期保険の現状

 **いきいき少額短期保険**

はじめに

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の経営方針ならびに平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)の業務及び財産の状況、事業の概況、財務の状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「SBI いきいき少額短期保険の現状 2016」を作成いたしました。

本誌が弊社の現状をご理解していただくためのご参考になれば幸いに存じます。

今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本誌は、「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)であります。

会社の概要

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

社名	SBI いきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIIKI SSI Inc.	資本金	36,000 千円
設立	平成 19 年 7 月 3 日	総資産	1,555,313 千円
本社所在地	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー	従業員数	41 名

目次

ごあいさつ	2
平成 27 年度業績報告	4
■業績の状況	
■収支の状況	
■資産、負債および純資産の状況	
■健全性について	
当社の商品・サービスについて	8
■取扱商品	
■各種加入者サポートサービス	
■募集体制	
■お客様の声を経営に活かす取組み	
■保険金・給付金のお支払いについて	
会社概要	16
■沿革	
■主要な業務の内容	
■経営の組織	
■株式の状況	
■取締役および監査役	
■従業員の在籍状況	
経営について	20
■コーポレート・ガバナンスの状況	
■リスク管理態勢について	
■法令等遵守(コンプライアンス)態勢について	
■指定紛争解決機関について	
■個人情報保護への取組みについて	
■反社会的勢力への対応について	
■ご契約者に対する情報提供について	
■社会貢献活動への取組みについて	
業績データ	34
■直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
■財産の状況	
■業務の状況を示す指標等	
■保険契約に関する指標等	
■経理に関する指標等	
■資産運用に関する指標等	

経営理念

いきいきと輝く世代に向けて
支えあう「安心」と
共に歩む「やすらぎ」を提供し
一人ひとりのより良い人生を応援します

行動指針

- お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に聞くことで、本当に必要な保障とサービスの提供、価値ある情報の発信を行います。
- コンプライアンスを心がけ、すべての方に公平・公正であり、健全な運営を行うことで社会的責任を果たします。
- 社員が自己研鑽を行い誠実に明るく働き、お客さまへの使命感に満ち、コミュニケーション豊かな職場づくりに取り組みます。

日頃よりSBIいきいき少額短期保険をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、平成14年に前身の共済会いきいき世代の会をスタートとし、平成19年にいきいき世代株式会社として少額短期保険業者の登録を受けました。平成25年には、SBIグループの一員となり、平成26年に社名をSBIいきいき少額短期保険株式会社に変更し、現在に至っております。

創業以来順調に保有契約件数を伸ばしており、本年7月には5万件を突破いたしました。これもひとえにお客様からのご支援の賜物であると厚く御礼申し上げます。

当社が所属する少額短期保険業界におきましては、誕生から10周年を迎える中、財務局への登録業者数は85社に、業界全体での保有契約件数は638万件となり、収入保険料も13%増加の726億円となるなど成長を続けています。

当社は、営業面においては、SBIグループ各社での当社商品の販売促進、ラジオ、新聞等CM媒体の拡大、募集代理店数の増加、コールセンターによるアウトバウンド施策の充実等の取り組みを積極的に行った結果、新規契約件数を増大させることができました。

商品面におきましては、好調な販売実績となっている死亡保険に付加できる「11 疾病保障特約」を発売したほか、医療保険の保障内容をリニューアルするとともに、シニア層の要望に応えるため、全ての商品のご加入年齢上限を79歳から84歳に上げました。

業務面では、一層の業務の効率化を図るとともに、「お客様の声」に基づく業務改善やサービス向上を進めてまいりました。

コンプライアンス、リスク管理等の内部管理態勢につきましては、コンプライアンス・プログラムの策定、実行をはじめ、定期的なコンプライアンス・セルフチェックの実施、リスク管理委員会の定期開催、および年間を通じた内部監査の実施などを通じて業務運営の健全性を確保しております。

また、本年5月に施行された保険業法の改正に適切に対応いたしました。

社会貢献活動においては、岩手県大船渡市における中学生を対象とした学習会「寺子屋いきいき世代」への支援を継続して行ってまいりました。また、SBIグループが応援する「オレンジリボン運動」（子ども虐待防止）、日本少額短期保険協会を介した公益財団法人全国里親会（震災孤児支援募金）への寄付にも協賛いたしました。

引き続きSBIいきいき少額短期保険は、お客様と向き合い、お客様の声を真摯に受け止め、お客様にご満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

今後も引き続き、皆様の一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成28年7月

SBIいきいき少額短期保険株式会社

代表取締役社長 島津 勇一

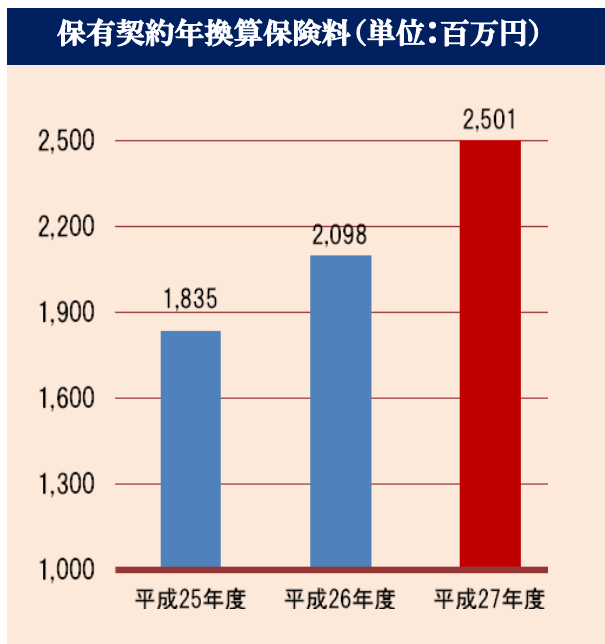
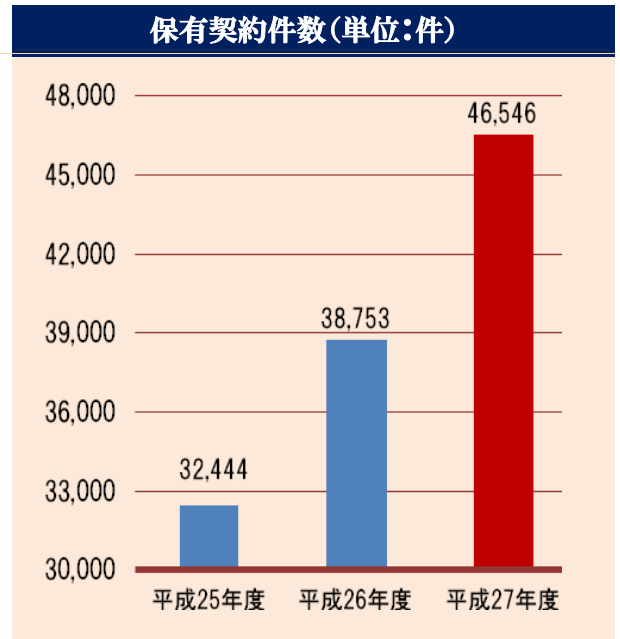
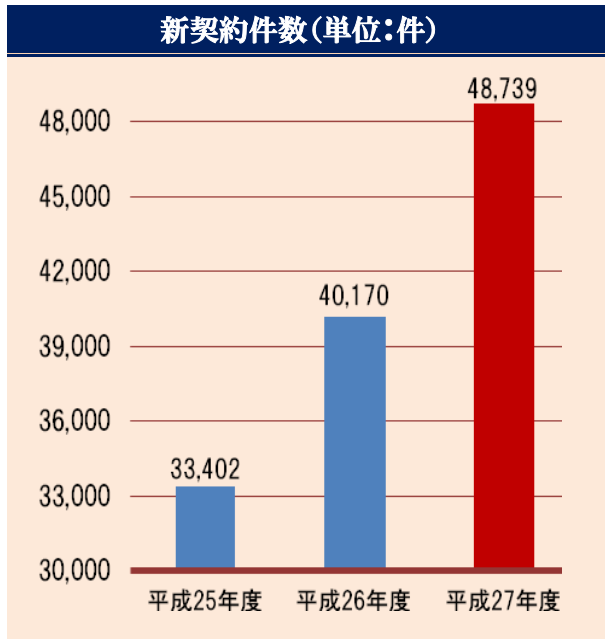
平成 27 年度業績報告

■ 業績の状況	5
■ 収支の状況	6
■ 資産、負債および純資産の状況	7
■ 健全性について	7

業績の状況

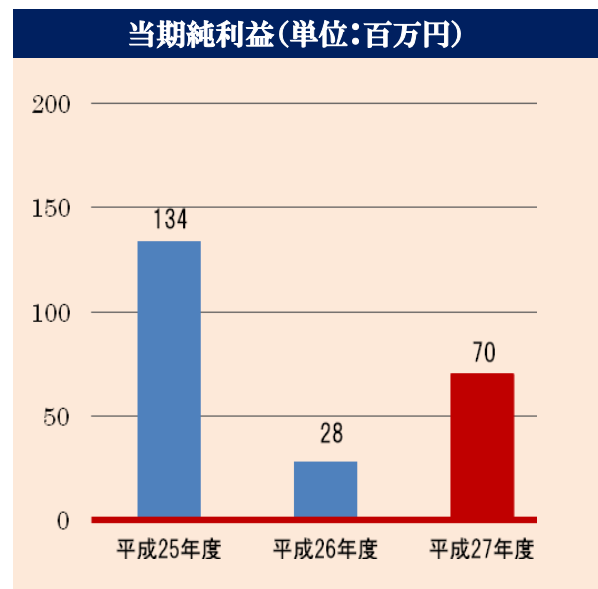
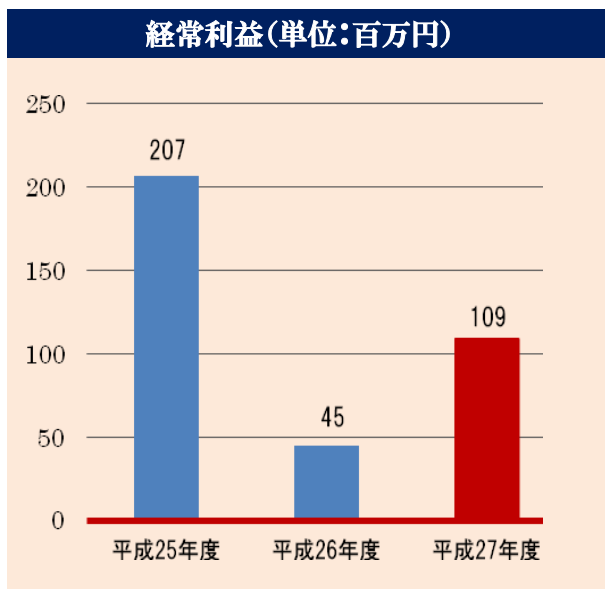
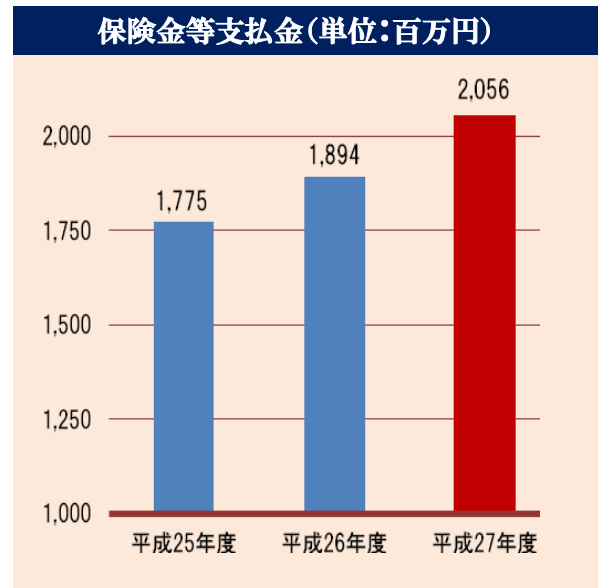
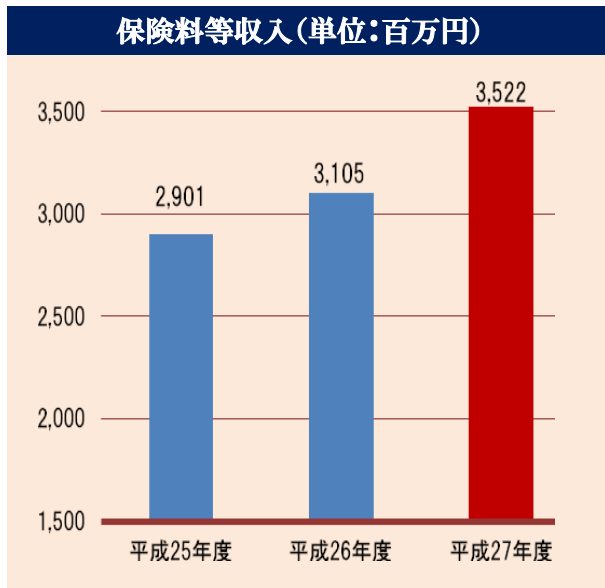
新契約件数は更新を含め、前年度比 21.3%増の 48,739 件(死亡保険 22,148 件、医療保険 26,591 件)、保有契約件数は前年度比 20.1%増の 46,546 件(死亡保険 20,950 件、医療保険 25,596 件)となり、保有契約年換算保険料は前年度比 19.2%増の 2,501 百万円(死亡保険 873 百万円、医療保険 1,628 百万円)となりました。

※死亡保険、医療保険の数値には、それぞれ引受基準緩和型死亡保険、引受基準緩和型医療保険の数値を含む



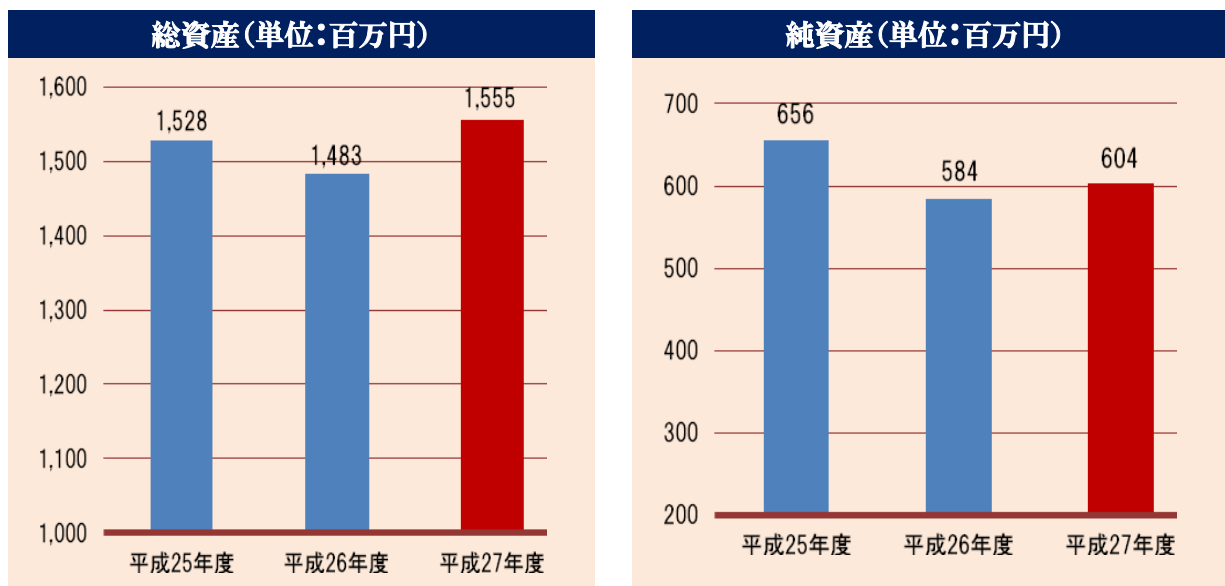
収支の状況

当事業年度の経常収益は、保険料等収入 3,522 百万円(収入保険料 2,313 百万円、再保険収入 1,208 百万円)、その他経常収益 39 百万円等 により、3,562 百万円となりました。一方、経常費用は、保険金等支払金 2,056 百万円(保険金等 815 百万円、解約返戻金等 6 百万円、再保険料 1,234 百万円)、責任準備金等繰入額 67 百万円、事業費 1,329 百万円により、3,453 百万円となったことから、当事業年度の経常利益は 109 百万円、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を計上した結果、70 百万円の当期純利益となりました。



資産、負債および純資産の状況

当事業年度末の総資産は、前年度末比 4.9%増の 1,555 百万円、純資産額は、前年度末比 3.4%増の 604 百万円となりました。



健全性について

保険金等の支払能力の充実の状況を示すソルベンシー・マージン比率は、前年度末に比べて 889.4 ポイント減少し 3691.5%となりましたが、依然高い水準を維持しております。

(単位:千円)

項目	平成 26 年度末	平成 27 年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	826,343	858,328
リスク合計 (B)	36,077	46,502
ソルベンシー・マージン比率 (A) ————— × 100 1/2 × (B)	4580.9%	3691.5%

当社の商品・サービスについて

- 取扱商品 9
- 各種加入者サポートサービス 12
- 募集体制 13
- お客様の声を経営に活かす取組み 14
- 保険金・給付金のお支払いについて 15

取扱商品

【SBIいきいき少短の死亡保険】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、死亡保険金額 100 万円コース～900 万円コースまで、100 万円単位の 9 種類をご用意しています。

特長

- ✓ 負担の少ない保険料でお葬式代程度を準備できる、とてもシンプルな保険です。
- ✓ 20 歳～84 歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1 年ごとに 89 歳まで契約を更新できます。

特約《11 疾病保障特約》

- ✓ 「死亡保険に加えて、少しでもいいから“重病時の一時的な備え”も欲しい」という要望に応じて新たに取り扱いを開始した特約です。
- ✓ 死亡保険の被保険者様が下記の 11 疾病にかかり、所定の状態となったり所定の手術を受けたりした場合、ご加入コース別の特約保険金をお支払いします。
悪性新生物(がん) / 急性心筋梗塞 / 拡張型心筋症 / 脳卒中 / 脳動脈瘤 /
慢性腎不全 / 肝硬変 / 糖尿病 / 高血圧性疾患 / 慢性閉塞性肺疾患 / リウマチ
- ✓ 特約保険金額は主契約の保険金額(加入コース)によって決まります。

※責任開始日から3か月以内に悪性新生物と診断確定された場合には、特約保険金をお支払いしません。

※責任開始日から3か月经過後に悪性新生物と診断確定された場合でも、責任開始日から3か月以内に悪性新生物と診断確定されており、その悪性新生物の再発・転移等と認められる場合には、特約保険金をお支払いしません。

【SBIいきいき少短の医療保険】

保障内容

- ✓ 病気とケガの＜1.入院、2.手術、3.先進医療＞の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から60日目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含む所定の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ コースは、入院給付金日額 3,000 円コース、5,000 円コース、10,000 円コースの3種類をご用意しています。
※3,000円コースは、責任開始時または更新時に80歳以上の方のみが選択できるコースです。

特長

- ✓ 特約や満期金などはなく、必要な医療保障だけを組み合わせたシンプル設計です。
- ✓ 20歳～84歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1年ごとに99歳まで契約を更新できます。
- ✓ 傷病歴がある方でも、傷病・投薬の内容によっては「特別条件特則(特定疾病不担保)」を付加することでご加入いただける場合があります。

【引受基準緩和型死亡保険 あんしん世代[緩和型]】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、死亡保険金額 100 万円コース～900 万円コースまで、100万円単位の9種類をご用意しています。

特長

- ✓ 当社従来の死亡保険の特長はそのままに、傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
※当社従来の死亡保険に比べ保険料が割増しされています。
※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
※責任開始日から6か月以内の死亡保険金の支払金額は、保険金額の50%になります。

【引受基準緩和型医療保険 新いきいき世代[緩和型]】

保障内容

- ✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から60日目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含め、対象の89種類の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ コースは、入院給付金日額 3,000 円コース、5,000 円コース、10,000 円コースの3種類をご用意しています。
※3,000円コースは、責任開始時または更新時に80歳以上の方のみが選択できるコースです。

特長

- ✓ 当社従来の医療保険の特長はそのままに、傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
※当社従来の医療保険に比べ保険料が割増しされています。
※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の医療保険にご加入いただける場合があります。
※責任開始日から6か月以内の給付金の支払金額は50%に削減されます。

当社のいずれの保険も！

- 保険期間1年間の掛け捨て型保険です。
- 保障に加え、毎日を安心してお過ごしいただくための充実のサポートサービスを付帯しています。

※商品の概要を説明しています。商品の詳細につきましては、「ご契約に際しての大切な事柄『契約概要』、『注意喚起情報』」、「商品パンフレット」をご覧ください。

各種加入者サポートサービス

当社ではご加入者様の暮らしをサポートするため、充実のサービスを提供しています。主なサポートサービスは下記のとおりです。

24 時間無料電話健康相談サービス

24 時間いつでも無料で、医師・保健師・看護師などの専門スタッフに電話相談ができます。医療や健康のことだけでなく、不意のケガへの対処法や、育児や介護のことまで、幅広いご相談にお答えします。

セカンドオピニオンサービス (ベストドクターズ®・サービス※)

よりよい医療を選択するため、診断結果や今後の治療方針などについて、主治医とは別の医師に意見を聞くことができます。病状に応じて最適と思われる各分野の優秀な専門医をご案内します。
※ベストドクターズ・サービスは、米国ベストドクターズ社 (Best Doctors, Inc.) が提供するサービスで、医師同士の相互評価で高い評価を得た日本国内の医師をご案内いたします。ベストドクターズは Best Doctors, Inc. の登録商標です。

こころのサポートサービス

重い病気や過度のストレスなどでこころのケアが必要なとき、電話や面談にて、臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。

人間ドック優待サービス

「聖路加国際病院附属クリニック・予防医療センター」および「東京国際クリニック」の人間ドックを特別料金でご利用いただけます。

募集体制

当社では、通信販売方式を主体とする保険募集を行っております。平成25年度からはインターネットによる申込みの取扱いを開始し、お客様の更なる利便性向上を図っております。

また、対面販売として募集代理店チャネルの拡充を進めており、生損保専門代理店、企業代理店を中心に代理店の新設を行っております。

保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客様へ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っております。
- ② コールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時話法に問題が無いかをチェックする管理体制を整えております。
- ③ コールセンターのオペレーターをはじめ、保険募集に関わる職員に少額短期保険募集人の資格取得および登録を義務付けています。
- ④ 代理店指導および教育については、少額短期保険募集人試験講習や代理店設置時にコンプライアンスマニュアルに沿って導入研修を実施し、その後は定期的に代理店点検を実施し、法令遵守を指導しております。

勧誘方針

～保険商品の販売にあたって～

1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
2. お客様からのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
3. お客様からのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客様にとって最適と思われる選択をお考えいただけるようご案内します。
4. お申し込みに際しては、お客様から漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
5. お客様の個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での使用に限定し、厳重に管理します。

SBI いきいき少額短期保険株式会社

お客様の声を経営に活かす取組み

■ 取組み内容・態勢

当社では、お客様窓口としてコールセンターを設置しており、お客様からの様々なお問い合わせに対応しております。新契約関係、給付金等の支払関係についてさらに詳しい説明が必要な場合は、それぞれの部門の担当者が、丁寧にわかりやすい説明を行っております。

お客様の声のうち、平成 27年度の苦情とされる件数は、211 件となり前年度に比べ減少いたしました。

当社にお寄せいただいた苦情を含めた「お客様の声」は、社内にて調査・分析を行い、関係部門で業務改善等を検討のうえ、実施可能な事項については順次改善を進めてまいります。当年度は、保険証券の発送日を変更し、より早くお客様のもとに保険証券をお届けする等の改善を行い、お客様満足度の向上に努めてまいりました。

今後も「お客様の声」を真摯に受けとめ業務改善を行い「お客様満足の向上」に繋げることにより、より一層ご支持いただける会社となれるよう努力してまいります。

■ 苦情の受付状況

項目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	件数	占有率	件数	占有率
新契約関係	142 件	49.5%	99	46.9%
収納関係	19 件	6.6%	15	7.1%
保全関係	24 件	8.4%	29	13.7%
保険金・給付金	9 件	3.1%	9	4.3%
その他	93 件	32.4%	59	28.0%
総計	287 件	100.0%	211	100.0%

保険金・給付金のお支払いについて

■ お支払い業務における基本方針

保険金・給付金のお支払いは、保険会社として必要不可欠な基本的かつ最も重要な業務です。当社は、その認識のもと、適時・適切な保険金・給付金のお支払い業務を行っていくことが、当社の責務であると考えています。当社では保険金・給付金のお支払い業務はもちろんのこと、迅速かつ適切にお支払い業務が遂行されるよう態勢整備や組織強化に日々努めております。

■ お支払い業務の態勢

当社は、保険金・給付金を確実かつ迅速にお支払いすべく、複数の担当者による支払可否判断のチェックや、支払査定時の注意事項をまとめた支払査定基準・業務マニュアルに基づいた査定態勢の構築などを行っています。また、支払進捗管理表を作成し、進捗管理を行うとともに、保険金・給付金請求の資料を送付したにもかかわらず返信のないお客様に対し、請求支援管理表を作成し、請求支援を積極的に行っております。

一方、体制面においても、適正な人員確保、担当者の育成・教育など組織強化の整備を図っています。また、高度な医的判断を必要とする場合は、外部の医師等の専門家の見解を求める仕組みを構築しています。

■ お支払い業務の管理態勢

取締役会は、適時・適切な保険金・給付金のお支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識し、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもと、保険金・給付金のお支払い業務を統合的に管理できる態勢を整備しています。

保険金・給付金のお支払い業務を担当する部門は、他の関連部門と密接な連携を行い、お支払い業務だけでなく、保険商品の勧誘時や販売時等にも適切な対応が行われるよう努めています。例えば、新商品開発時には、保険金・給付金のお支払いを適切に行うため、商品開発部門とお支払いの担当部門が連携し、商品の内容や約款の解釈について認識の共有化を図っています。

■ お支払いの状況(平成 27 年度)

区 分	保険金	給付金			合計
	死亡 保険金	入院 給付金	手術 給付金	その他	
お支払い件数	90 件	3,584 件	3,001 件	29 件	6,614 件
お支払い非該当件数	7 件	19 件	24 件	0 件	43 件
告知義務違反による解除	7 件	0 件	0 件	0 件	0 件
免責事由に該当(※1)	0 件	3 件	2 件	0 件	5 件
支払事由に非該当(※2)	0 件	16 件	22 件	0 件	38 件

※1 「特別条件特則」に該当や契約者・被保険者の故意など、約款に規定する免責事由に該当するもの。

※2 責任開始日前発病、手術非該当など約款に規定するお支払い要件に該当しないもの。

会社概要

■ 沿革	17
■ 主要な業務の内容	18
■ 経営の組織.....	18
■ 株式の状況.....	19
■ 取締役および監査役.....	19
■ 従業員の在籍状況	19

沿革

平成 14 年 (2002 年)	7 月	共済会「いきいき世代の会」設立
	10 月	『いきいき』11 月号より、医療共済「いきいき世代」募集開始
平成 17 年	4 月	医療共済「いきいき世代」加入者 1 万名突破
	11 月	保障 90 歳延長等給付開始
平成 18 年	4 月	特定保険業者届出実施(財務局)
	10 月	医療共済「いきいき世代」加入者 2 万名突破

共
済
会

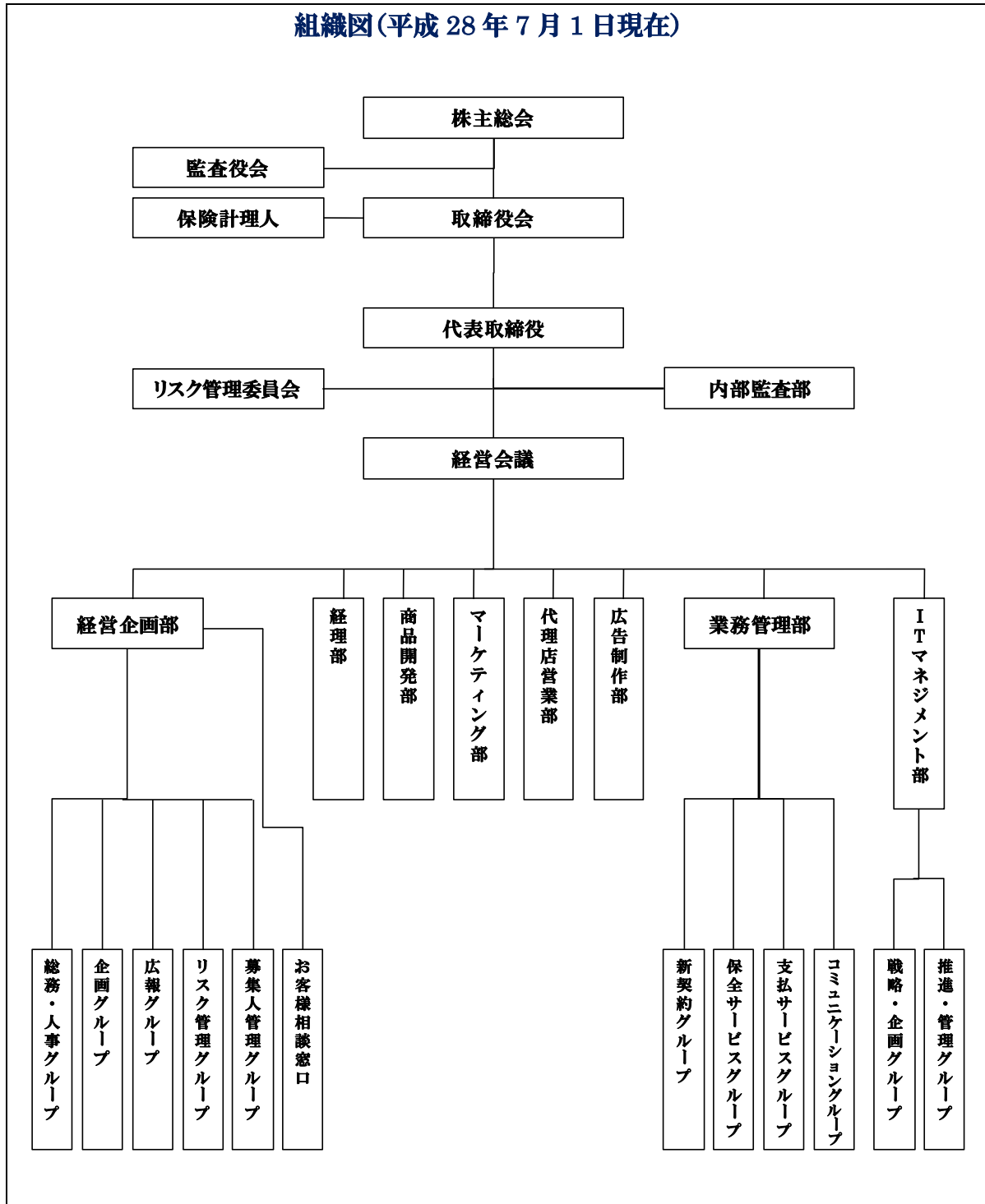
平成 19 年 (2007 年)	7 月	準備会社設立(「いきいき世代の会プランニング株式会社」)
	8 月	「いきいき世代株式会社」へ商号変更
	11 月	少額短期保険業者 関東財務局長(少額短期保険)第 8 号登録
平成 20 年	2 月	医療保険「新しいいきいき世代」販売開始
平成 21 年	12 月	死亡保険「あんしん世代」販売開始
平成 24 年	3 月	保有契約件数 3 万件突破
平成 25 年	3 月	SBI 少短保険ホールディングス株式会社が親会社となり、SBI グループの一員となる
	4 月	医療保険「新しいいきいき世代」の保障年齢を 100 歳まで延長
	8 月	インターネット申込み、保険料のクレジットカード支払い開始
平成 26 年	1 月	引受基準緩和型医療保険「新しいいきいき世代(緩和型)」販売開始
	6 月	社名を「SBI いきいき少額短期保険株式会社」に変更
	10 月	・引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代(緩和型)」販売開始 ・死亡保険「あんしん世代」の引受保険金額を 900 万円まで拡大
平成 27 年	6 月	保有契約件数 4 万件突破
平成 28 年 (2016 年)	2 月	・死亡保険「あんしん世代」を「SBI いきいき少短の死亡保険」と販売名称を変更するとともに死亡保険に付加できる「11 疾病保障特約」を発売 ・医療保険「新しいいきいき世代」の保障内容をリニューアルするとともに販売名称を「SBI いきいき少短の医療保険」に変更 ・全ての商品のご加入年齢上限を 79 歳から 84 歳に引上げ
	7 月	保有契約件数 5 万件突破

現
会
社

主要な業務の内容

保険業法第 272 条第 1 項の登録に基づき、少額短期保険業者として保険業法第 2 条第 17 項に係る保険の引受を行っております。

経営の組織



株式の状況

■ 株式数および株主数(平成 28 年 7 月 1 日現在)

発行可能株式総数	2,880 株
発行済株式	720 株
株主数	1 名

■ 主要な株主の状況(平成 28 年 7 月 1 日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
SBI 少短保険ホールディングス株式会社	720	100.00

取締役および監査役(平成 28 年 7 月 1 日現在)

地位/役職名	氏名
代表取締役社長	島津 勇一
取締役	渡邊 洋介
取締役	松尾 茂
取締役	千葉 竜介
監査役	本間 尚登
監査役	金丸 知己
監査役(社外)	小松澤 仁
監査役(社外)	今村 秀見

従業員の在籍状況

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末		
	在籍数	在籍数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員 (内、嘱託・パートタイマー等)	42 名 (13 名)	41 名 (13 名)	44.7 歳 (48.9 歳)	4.0 年 (2.7 年)

※ 従業員数は、各事業年度末における人員数を示し、()内に、嘱託・パートタイマー及び受入出向者の人員数を内数で記載しております。

※ 当社に営業職員は在籍しておりません。

経営について

- コーポレート・ガバナンスの状況 21
- リスク管理態勢について 23
- 法令等遵守(コンプライアンス)態勢について 25
- 指定紛争解決機関について 26
- 個人情報保護への取組みについて 27
- 反社会的勢力への対応について 31
- ご契約者等に対する情報提供 32
- 社会貢献活動・協賛活動への取組みについて 33

コーポレート・ガバナンスの状況

当社では、経営の健全性、透明性、迅速性を維持するため、経営の監視・監督機能の充実および内部統制・内部監査機能を行う体制を確保することを重要な経営課題と位置付け、有効に機能するコーポレート・ガバナンス態勢を構築しております。

具体的には、以下のような機関を設け運営しております。

■ 取締役会

取締役会は、原則月1回の開催により、取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、適正な業務執行を決定する機関として機能しております。

■ 経営会議

常勤取締役、執行役員および部門長から構成される経営会議を原則月1回開催し、業務執行に関わる重要事項について、報告および審議を行っております。個別案件については、審議した結果をスピーディーに業務遂行に反映させ、その重要性や緊急性に依拠して、取締役会やリスク管理委員会へ上申(審議・報告)しております。また、プロジェクトチームへのフィードバックや新規プロジェクトの発足等、様々な視点からチェック・監視機能を確保すべく機動的な運営のしくみを構築しております。

■ リスク管理委員会

当委員会は、全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針および方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立し、リスク管理の徹底を図ることを目的として、原則四半期1回さらに必要に応じて開催しております。また、当委員会にて報告・審議された内容は、取締役会へ定期的に報告することにより、適時、リスクの把握およびモニタリング機能を果たすよう努めております。

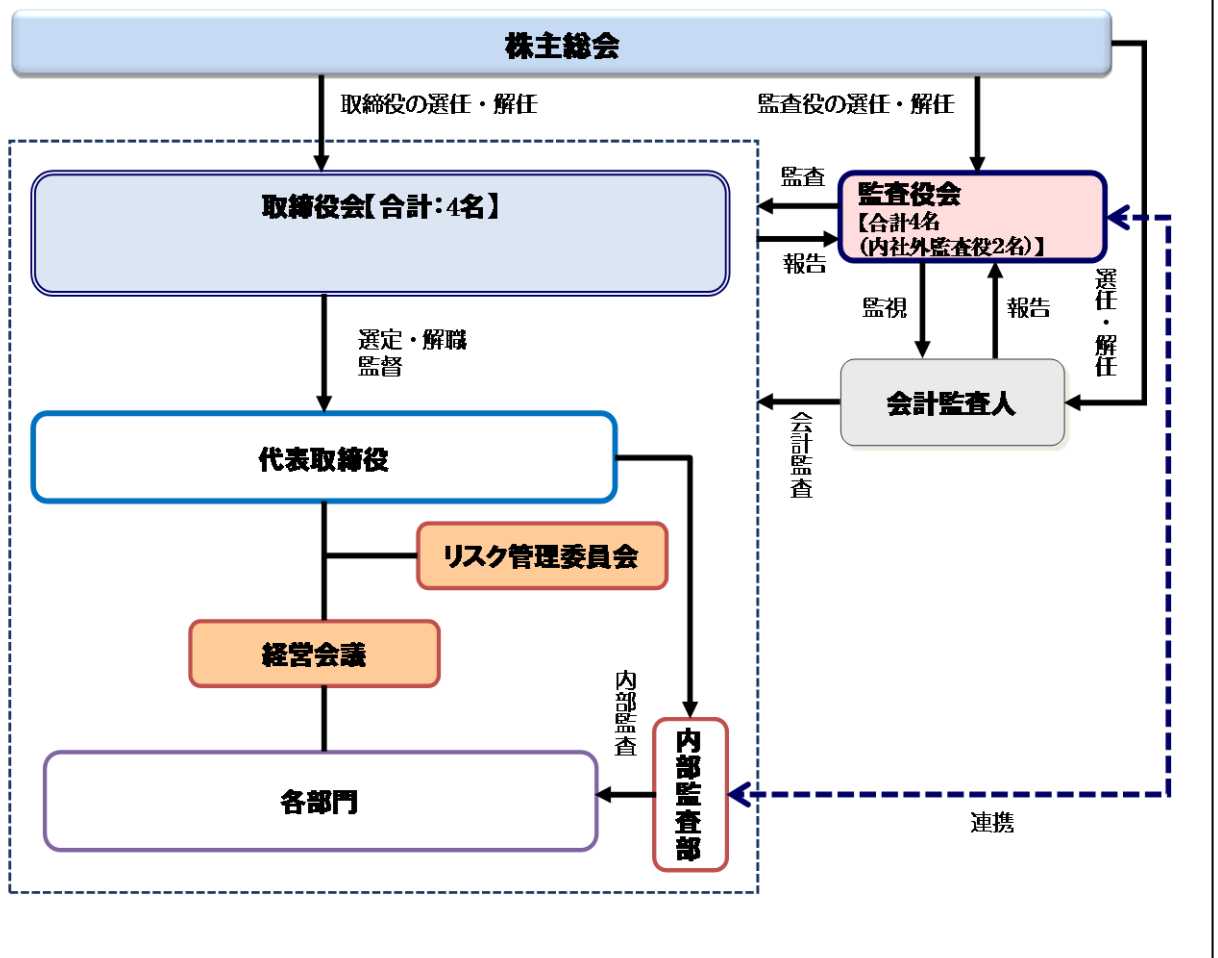
■ 監査役会・内部監査部

監査役会は、独立した機能として、各監査役の取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、妥当性・公正性を踏まえた健全な経営に寄与するとともに、業務および財産の状況を、法令および定款等に従い監査を組織的に実施しております。また、内部監査部は、監査役会と連携をとりつつ、独立した立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク管理及び法令遵守の状況等を客観的に評価し、改善提案を行うとともに、内部監査結果を取締役に報告しております。

■ その他社内ルール等

各種基準・規則等を定めた社内規程やマニュアル・ルールが整備されているため、職務権限に従った承認手続きが実施され、各業務が厳格および厳正に遂行されるべく機能しております。

コーポレート・ガバナンス機能



リスク管理態勢について

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、法務リスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

- I. 事前の予防(早期発見)
- II. 損失の評価・原因分析(正確かつタイムリーな状況把握と報告体制)
- III. 対応策の実施(迅速かつ的確な対応)

を実践するために、以下のような体制を構築しております。

■ リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

リスク管理委員会における主な審議・報告事項は以下の通りであります。

- ・ リスク管理に関する基本方針の制定および改廃
- ・ 自己査定、償却引当基準の制定および改廃
- ・ セキュリティー・ポリシーやコンティンジェンシープラン等のリスク管理に関する社規・社則等の制定および改廃
- ・ リスク審査やリスクリミットの設定
- ・ リスク管理状況の報告
- ・ その他重要・緊急案件の検討、対応策の立案等

■ 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策マニュアル」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

■ BCP(事業継続計画)の策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「BCP(事業継続計画)」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、保険金・給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

■ 再保険について

保険引受リスク管理の観点から、保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

出再先保険会社の名称
トーア再保険株式会社
フェデラル・インシュアランス・カンパニー
アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー日本支店

法令等遵守(コンプライアンス)態勢について

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則(プリンシプルベース)でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客様からの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準を策定するため、「法令等遵守規程」を制定し、全役職員への「コンプライアンス・マニュアル」の配布と周知徹底、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。

また、以下のような体制やしきみを整備し、日々運営しております。

■ 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

コンプライアンスを経営の最重要課題の1つとして位置付け、取締役会でのコンプライアンスに関する定例報告を含め、積極的な取り組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定や重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的な見直しを図っております。監査役会による取締役会の監視、内部監査部によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も発揮できるよう、十分に配慮しております。

■ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス責任者の設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス責任者として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス統括部門へ報告する体制を整備しております。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス責任者との連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、取締役会への報告・協議ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでおります。

■ コンプライアンス・プログラムの実践と定期的研修・モニタリング

コンプライアンス・プログラムは、各部門や業務に関連するテーマ等を盛り込んだ研修・講習等を計画し、全役職員を対象に実践しております。研修は部門ごとで行うほか全社員を対象に、コンプライアンス知識を確認するeラーニング研修や年度ごとにテーマを決めた集合研修を開催し、常に知識・ノウハウのブラッシュアップを図っております。

■ 募集文書の適正な管理

広告やお客様へ提供する募集文書については、その内容および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス統括部門で審査を行い、募集文書番号の付番等適切な管理のもとで、お客様に提示するとともに、内容説明を行っております。

■ 内部通報制度の導入

社内での不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先(ホットライン)を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応／

措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。

■ コンプライアンスに対する内部監査態勢の整備

コンプライアンス統括部門とは独立した内部監査部が、コンプライアンス態勢および業務運営を監査し、適正なコンプライアンス機能の充実度を定期的にモニタリングしております。

指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2階

TEL 0120-82-1144(通話料無料)

FAX 03-3297-0755

[受付]

月曜日～金曜日(祝日・年末年始休業期間を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

個人情報保護への取組みについて

当社では、お客様の個人情報の取扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』（個人情報保護法）や関連ガイドライン等に基づき「個人情報保護方針」を定めております。

また、お客様の個人番号および特定個人情報の取扱いに関して、『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律』等に基づき、「特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針」を定めております。

当社では、これらの法令、ガイドラインおよび方針等に基づいて、個人情報保護に関する社内規程を整備し、お客様に関する情報の安全管理に努め、その取扱いには細心の注意を払っております。

個人情報保護方針

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。

<取得方法の例示>

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- ・ 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- ・ 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 各種お問い合わせ、ご相談に際して、迅速かつ適切な対応を行うためにお電話の内容を記録または録音する方法

3. 取得する個人情報の種類

ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な情報を取得しております。

4. 個人情報の利用目的

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ ①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

5. 個人データの提供

当社はおお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ① 法令により必要とされる場合

- ② 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③ 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ④ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

＜委託業務の例示＞

以下の業務等について、業務の委託を行っております。

なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客様の個人データの取り扱いについて、当社は当該委託先に対し適切な監督を行います。

- ・ 少額短期保険にかかわる確認業務
- ・ 情報システムの保守、運用業務
- ・ 書類発送業務
- ・ 印刷業務

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報(政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報)について、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用または第三者提供いたしません。

7. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が保有する①に記載する個人情報について、②に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、①のEに記載の採用応募者に関する個人情報については、③のオに記載する目的のみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

① 共同利用される個人情報の項目

- ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
- イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ. SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

② 共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されているSBIグループ企業(以下「SBIグループ企業」といいます。)。なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

③ 共同利用の利用目的

- ア. SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
 - SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ. SBIグループ企業とのお取引の遂行
 - SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため
- ウ. SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
 - ・SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
 - ・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧

履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため

- ・SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報
は、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。
その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBIホールディングス株式会社

⑤ 共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社 総務人事部

TEL:03-6229-0100(代表)

8. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

9. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

10. 個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、法令に基づき速やかに対応いたします。個人情報の取り扱いおよび管理ならびに当社からのDM等の送付等による商品・サービスのご案内の停止に関するお問い合わせは、下記窓口でお受けいたします。

11. お問い合わせ窓口

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間>午前10時～午後6時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAX 0120-74-8165

特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針

SBI いきいき少額短期保険株式会社は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)等に基づき、個人番号および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)の適切な取扱いについての基本方針を定めるとともに、法令およびガイドラインを遵守し、特定個人情報保護施策の確実な実行および継続的な改善を行います。

1. 関係法令等の遵守

当社は、「番号法」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他の規範を遵守いたします。

2. 個人番号の利用目的

当社は、保険契約者、保険金等受取人など当社役職員以外の第三者から個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成のために必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、番号法で認められている利用目的以外では利用いたしません。

当社の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。

- ・ 保険取引に関する支払調書作成事務のため
- ・ 報酬・料金等の支払調書作成事務のため

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等を適切に管理し、漏えい、滅失または毀損を防止するために、役職員の責任の明確化、特定個人情報等取扱規程など社内規程の整備、役職員の教育・訓練、漏えい等の事故を防止するための物理的・技術的安全管理措置を講じ、必要に応じ適切に見直しを行うなど継続的に改善に努めます。

4. 取扱いの委託

当社は、特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、委託の開始に際し当社と同等の安全管理措置が講じられていることを確認するほか、必要な監督を実施いたします。また、再委託に際しては、当社が事前に承認した場合に限り行われるものとし、再委託先に対しても委託先同様の確認・監督を実施いたします。

5. お問い合わせ窓口

当社の特定個人情報等の取扱いに関するご質問等を受付ける窓口は次のとおりであり、お客様からの特定個人情報に関するお申し出については、適切に対応いたします。

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間>午前 10 時～午後 6 時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

反社会的勢力への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業等を行うにあたり、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって断固とした姿勢で臨み、関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、以下の通り、基本方針を定め、取り組んでおります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断して業務運営を行います。

2. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な裏取引や資金提供を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に外部専門機関に相談し法的対応を行います。

ご契約者等に対する情報提供

当社では、お客様をはじめ社会一般の皆様へ、当社に対する理解や商品・サービス等の紹介ならびに業務運営上の現況など、様々な情報の把握や適正な評価をしていただくために、透明性のある公正かつタイムリーな情報の開示・公表を行っております。

■ ホームページ(<http://www.i-sedai.com/>)、 フェイスブックページ(<https://www.facebook.com/ikiikisedai/>)

当社のホームページでは、会社概要、商品・サービスのご案内、資料請求、お役立ち情報コラム、ご加入者の声などの掲載やお知らせ(ニュースリリース)等を公開しております。また、ホームページからの保険の申込みも取扱っております。さらに、フェイスブックページでは、親しみやすい日常的な情報やフェイスブック独自の企画を提供いたしております。



■ ディスクロージャー資料および業績情報

当社の概要や業績等の概況を説明した本誌「ディスクロージャー資料」を年1回発行し、冊子として縦覧に供するほか、本決算の財務情報、事業報告などとともに、ホームページにて掲載し、常時ダウンロード可能なしくみを構築しております。



■ 定期刊行誌「いきいき世代通信」

毎年2回(7月・12月)、決算概要や給付金・保険金の支払状況、サービスの概要、その他参考情報・ご案内を小冊子にまとめてご契約者の皆様に提供しております。



社会貢献活動・協賛活動への取組みについて

■社会貢献活動

当社は、社会貢献活動の一環として、東日本大震災復興支援となるよう平成 24 年度から岩手県大船渡市の中学生を対象とした学習会「寺子屋いきいき世代」を応援してまいりました。また、日本少額短期保険協会を介し公益財団法人全国里親会（震災孤児支援募金）への寄付に協賛しているほか、SBI グループが後援している子ども虐待防止の「オレンジリボン運動」に、当社もグループの一員として協賛しております。

<大船渡市での学習会の風景>



■協賛活動

当社は、Jリーグ 川崎フロンターレ、日本フットボールリーグ 東京武蔵野シティフットボールクラブのオフィシャルスポンサーとして、各クラブとともに子どもを対象としたサッカー教室を開催し、子どもたちの健やかな成長を願い、スポーツを通じた地域社会への貢献活動を行っております。

<サッカー教室の風景>

・川崎フロンターレ



・東京武蔵野シティフットボールクラブ



今後もこのような社会貢献・協賛活動を通じて、豊かな社会の実現とその持続的発展に努めてまいります。

業績データ

■ 直近の3事業年度における主要な業務の 状況を示す指標.....	35
■ 財産の状況	36
■ 業務の状況を示す指標等.....	49
■ 保険契約に関する指標等	52
■ 経理に関する指標等	54
■ 資産運用に関する指標等	57

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	2,988,245	3,114,184	3,562,906
経常利益	207,859	45,883	109,832
当期純利益	134,730	28,302	70,050
資本金の額 (発行済株式の総数)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)
総資産額	1,528,692	1,483,001	1,555,313
純資産額	656,581	584,803	604,853
保険業法上の純資産額 (※)	683,877	618,411	648,632
責任準備金残高	444,019	492,222	542,752
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	6405.4	4580.9	3691.5
配当性向	148.4%	353.6%	71.4%
従業員数	48 名	42 名	41 名
正味収入保険料の額	695,441	827,912	1,109,443

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位:千円・%)

科目	平成 26 年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(資産の部)						
現金及び預貯金	829,621	55.9	919,215	59.1	89,593	10.8
現金	30		59		29	
預貯金	829,591		919,155		89,564	
有形固定資産	15,171	1.0	6,728	0.4	△8,442	△55.6
建物	7,105		—		△7,105	
動産	8,065		6,728		△1,336	
無形固定資産	78,330	5.3	86,815	5.6	8,485	10.8
ソフトウェア	76,356		85,345		8,989	
その他の無形固定資産	1,974		1,470		△504	
再保険貸	220,337	14.9	169,015	10.9	△51,322	△23.3
その他の資産	258,372	17.4	284,161	18.3	25,788	10.0
未収利息	322		423		100	
未収金	197,963		231,769		33,805	
前払費用	13,554		22,326		8,771	
預託金	33,529		29,642		△3,886	
その他の資産	13,002		—		△13,002	
繰延税金資産	37,168	2.5	39,377	2.5	2,209	5.9
供託金	44,000	3.0	50,000	3.2	6,000	13.6
資産の部合計	1,483,001	100.0	1,555,313	100.0	72,312	4.9

(単位:千円・%)

科 目	平成 26 年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金	545,418	36.8	612,489	39.4	67,071	12.3
支 払 備 金	53,195		69,737		16,541	
責 任 準 備 金	492,222		542,752		50,529	
再 保 險 借	204,103	13.8	140,984	9.1	△63,118	△30.9
そ の 他 負 債	129,125	8.7	178,991	11.5	49,865	38.6
未 払 金	77,142		107,270		30,127	
未 払 法 人 税 等	1,048		29,359		28,310	
未 払 費 用	28,290		30,312		2,022	
預 り 金	22,499		12,028		△10,471	
仮 受 金	144		20		△123	
退 職 給 付 引 当 金	19,550	1.3	17,994	1.2	△1,555	△8.0
負債の部合計	898,197	60.6	950,460	61.1	52,262	5.8
(純資産の部)						
資 本 金	36,000	2.4	36,000	2.3	—	—
利 益 剰 余 金	548,803	37.0	568,853	36.6	20,049	3.7
利 益 準 備 金	36,000		36,000		—	
そ の 他 利 益 剰 余 金	512,803		532,853		20,049	
繰 越 利 益 剰 余 金	512,803		532,853		20,049	
株 主 資 本 合 計	584,803	39.4	604,853	38.9	20,049	3.4
純資産の部合計	584,803	39.4	604,853	38.9	20,049	3.4
負債及び純資産の部合計	1,483,001	100.0	1,555,313	100.0	72,312	4.9

〔個別注記表〕

《 重要な会計方針に係る事項に関する注記 》

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)								
<p>1.固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>6～15 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～ 6 年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	6～15 年	工具器具備品	4～ 6 年	<p>1.固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>6～15 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～ 6 年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	6～15 年	工具器具備品	4～ 6 年
建物附属設備	6～15 年								
工具器具備品	4～ 6 年								
建物附属設備	6～15 年								
工具器具備品	4～ 6 年								
<p>2.引当金の計上基準 (退職給付引当金) 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額及び中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき計上しております。 なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。</p>	<p>2.引当金の計上基準 (退職給付引当金) 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき計上しております。 なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。</p>								
<p>3.消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p>	<p>3.消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p>								
<p>4.責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき算出した金額を計上しております。</p>	<p>4.責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき算出した金額を計上しております。</p>								

《 貸借対照表に関する注記 》

平成 26 年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)																																
1.有形固定資産の減価償却累計額 7,465 千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 8,128 千円																																
2.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 関係会社に対する金銭債権の総額は 33,529 千円、金銭債務の総額は 10,762 千円であります。	2.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 関係会社に対する金銭債権の総額は 29,647 千円、金銭債務の総額は 10,971 千円であります。																																
3.供託金の内訳 保険業法第 272 条の 5 第 1 項及び同施行令第 38 条の 4 の規定に基づき、保険契約者等の保護のために政令で定められた額の金銭を供託しております。 なお、当年度末における翌年度の供託所要額は、50,000 千円であります。	3.供託金の内訳 保険業法第 272 条の 5 第 1 項および同施行令第 38 条の 4 の規定に基づき、保険契約者等の保護のために政令で定められた額の金銭を供託しております。 なお、当年度末における翌年度の供託所要額は、63,000 千円であります。																																
4.支払備金の内訳 (単位:千円)	4.支払備金の内訳 (単位:千円)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">元受分</th> <th style="text-align: center;">出再分</th> <th style="text-align: center;">出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通支払備金</td> <td style="text-align: right;">19,150</td> <td style="text-align: right;">7,801</td> <td style="text-align: right;">11,348</td> </tr> <tr> <td>既発生未報告損害に対する支払備金</td> <td style="text-align: right;">114,441</td> <td style="text-align: right;">72,594</td> <td style="text-align: right;">41,846</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">133,591</td> <td style="text-align: right;">80,395</td> <td style="text-align: right;">53,195</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項において準用する第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、80,395 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通支払備金	19,150	7,801	11,348	既発生未報告損害に対する支払備金	114,441	72,594	41,846	合 計	133,591	80,395	53,195	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">元受分</th> <th style="text-align: center;">出再分</th> <th style="text-align: center;">出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通支払備金</td> <td style="text-align: right;">42,415</td> <td style="text-align: right;">16,407</td> <td style="text-align: right;">26,007</td> </tr> <tr> <td>既発生未報告損害に対する支払備金</td> <td style="text-align: right;">124,673</td> <td style="text-align: right;">80,943</td> <td style="text-align: right;">43,729</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">167,088</td> <td style="text-align: right;">97,351</td> <td style="text-align: right;">69,737</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項において準用する第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、97,351 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通支払備金	42,415	16,407	26,007	既発生未報告損害に対する支払備金	124,673	80,943	43,729	合 計	167,088	97,351	69,737
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通支払備金	19,150	7,801	11,348																														
既発生未報告損害に対する支払備金	114,441	72,594	41,846																														
合 計	133,591	80,395	53,195																														
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通支払備金	42,415	16,407	26,007																														
既発生未報告損害に対する支払備金	124,673	80,943	43,729																														
合 計	167,088	97,351	69,737																														
5.責任準備金の内訳 (単位:千円)	5.責任準備金の内訳 (単位:千円)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">元受分</th> <th style="text-align: center;">出再分</th> <th style="text-align: center;">出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通責任準備金</td> <td style="text-align: right;">511,978</td> <td style="text-align: right;">53,362</td> <td style="text-align: right;">458,615</td> </tr> <tr> <td>異常危険準備金</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">33,607</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">492,222</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、53,362 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通責任準備金	511,978	53,362	458,615	異常危険準備金	-	-	33,607	合 計	-	-	492,222	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">元受分</th> <th style="text-align: center;">出再分</th> <th style="text-align: center;">出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通責任準備金</td> <td style="text-align: right;">557,114</td> <td style="text-align: right;">58,141</td> <td style="text-align: right;">498,972</td> </tr> <tr> <td>異常危険準備金</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">43,779</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">542,752</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、58,141 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通責任準備金	557,114	58,141	498,972	異常危険準備金	-	-	43,779	合 計	-	-	542,752
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通責任準備金	511,978	53,362	458,615																														
異常危険準備金	-	-	33,607																														
合 計	-	-	492,222																														
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通責任準備金	557,114	58,141	498,972																														
異常危険準備金	-	-	43,779																														
合 計	-	-	542,752																														
6.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	6.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。																																

■ 損益計算書

(単位:千円・%)

科 目	平成 26 年度 〔自 平成 26 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 27 年 3 月 31 日〕		平成 27 年度 〔自 平成 27 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 28 年 3 月 31 日〕		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
経 常 収 益	3,114,184	100.0	3,562,906	100.0	448,722	14.4
保 険 料 等 収 入	3,105,051	99.7	3,522,092	98.9	417,040	13.4
保 険 料	1,960,599		2,313,483		352,883	
再 保 険 収 入	1,144,452		1,208,609		64,156	
回 収 再 保 険 金	452,387		472,330		19,942	
再 保 険 手 数 料	669,171		699,318		30,147	
再 保 険 返 戻 金	4,701		3,704		△997	
そ の 他 再 保 険 収 入	18,191		33,256		15,064	
資 産 運 用 収 益	548	0.0	975	0.0	427	77.9
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	548		975		427	
そ の 他 経 常 収 益	8,584	0.3	39,839	1.1	31,254	364.1
代 理 店 手 数 料 収 入	7,883		38,407		30,524	
そ の 他 の 経 常 収 益	701		1,431		730	
経 常 費 用	3,068,300	98.5	3,453,074	96.9	384,773	12.5
保 険 金 等 支 払 金	1,894,839	60.8	2,056,117	57.7	161,278	8.5
保 険 金 等	739,259		815,117		75,858	
解 約 返 戻 金 等	7,750		6,328		△1,421	
再 保 険 料	1,147,829		1,234,671		86,842	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	54,656	1.8	67,071	1.9	12,414	22.7
支 払 備 金 繰 入 額	6,452		16,541		10,088	
責 任 準 備 金 繰 入 額	48,203		50,529		2,325	
事 業 費	1,118,797	35.9	1,329,883	37.3	211,086	18.9
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	1,084,090		1,293,147		209,056	
税 金	4,166		6,484		2,317	
減 価 償 却 費	26,351		26,905		554	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	4,188		3,346		△842	
そ の 他 経 常 費 用	7	0.0	1	0.0	△5	△74.4
経 常 利 益	45,883	1.5	109,832	3.1	63,948	139.4
特 別 損 失	—	—	10,399	0.3	10,399	—
固 定 資 産 処 分 損	—		8,469		8,469	
そ の 他 特 別 損 失	—		1,930		1,930	
税 引 前 当 期 純 利 益	45,883	1.5	99,432	2.8	53,548	116.7
法 人 税 及 び 住 民 税	10,105	0.3	31,591	0.9	21,486	212.6
法 人 税 等 調 整 額	7,476	0.2	△2,209	△0.1	△9,685	△129.5
法 人 税 等 合 計	17,581	0.6	29,382	0.8	11,801	67.1
当 期 純 利 益	28,302	0.9	70,050	2.0	41,747	147.5

《 損益計算書に関する注記 》

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)																																				
<p>1.正味収入保険料及び正味支払保険金の内訳</p> <p>(1)正味収入保険料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">保険料</td><td style="text-align: right;">1,960,599 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">再保険返戻金</td><td style="text-align: right;">4,701 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他再保険収入</td><td style="text-align: right;">18,191 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">再保険料</td><td style="text-align: right;">1,147,829 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>解約返戻金等</u></td><td style="text-align: right;"><u>7,750 千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">差 引</td><td style="text-align: right;">827,912 千円</td></tr> </table> <p>(2)正味支払保険金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">保険金等</td><td style="text-align: right;">739,259 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>回収再保険金</u></td><td style="text-align: right;"><u>452,387 千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">差 引</td><td style="text-align: right;">286,871 千円</td></tr> </table>	保険料	1,960,599 千円	再保険返戻金	4,701 千円	その他再保険収入	18,191 千円	再保険料	1,147,829 千円	<u>解約返戻金等</u>	<u>7,750 千円</u>	差 引	827,912 千円	保険金等	739,259 千円	<u>回収再保険金</u>	<u>452,387 千円</u>	差 引	286,871 千円	<p>1.正味収入保険料及び正味支払保険金の内訳</p> <p>(1)正味収入保険料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">保険料</td><td style="text-align: right;">2,313,483 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">再保険返戻金</td><td style="text-align: right;">3,704 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他再保険収入</td><td style="text-align: right;">33,256 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">再保険料</td><td style="text-align: right;">1,234,671 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>解約返戻金等</u></td><td style="text-align: right;"><u>6,328 千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">差 引</td><td style="text-align: right;">1,109,443 千円</td></tr> </table> <p>(2)正味支払保険金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">保険金等</td><td style="text-align: right;">815,117 千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>回収再保険金</u></td><td style="text-align: right;"><u>472,330 千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">差 引</td><td style="text-align: right;">342,787 千円</td></tr> </table>	保険料	2,313,483 千円	再保険返戻金	3,704 千円	その他再保険収入	33,256 千円	再保険料	1,234,671 千円	<u>解約返戻金等</u>	<u>6,328 千円</u>	差 引	1,109,443 千円	保険金等	815,117 千円	<u>回収再保険金</u>	<u>472,330 千円</u>	差 引	342,787 千円
保険料	1,960,599 千円																																				
再保険返戻金	4,701 千円																																				
その他再保険収入	18,191 千円																																				
再保険料	1,147,829 千円																																				
<u>解約返戻金等</u>	<u>7,750 千円</u>																																				
差 引	827,912 千円																																				
保険金等	739,259 千円																																				
<u>回収再保険金</u>	<u>452,387 千円</u>																																				
差 引	286,871 千円																																				
保険料	2,313,483 千円																																				
再保険返戻金	3,704 千円																																				
その他再保険収入	33,256 千円																																				
再保険料	1,234,671 千円																																				
<u>解約返戻金等</u>	<u>6,328 千円</u>																																				
差 引	1,109,443 千円																																				
保険金等	815,117 千円																																				
<u>回収再保険金</u>	<u>472,330 千円</u>																																				
差 引	342,787 千円																																				
<p>2.関係会社との取引高</p> <p>関係会社との取引による費用の総額は 133,692 千円であります。</p>	<p>2.関係会社との取引高</p> <p>関係会社との取引による費用の総額は 132,033 千円であります。</p>																																				
<p>3.支払備金繰入額の計算に係わる出再相当額</p> <p>支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する支払備金繰入額の金額は、1,688 千円であります。</p>	<p>3.支払備金繰入額の計算に係わる出再相当額</p> <p>支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する支払備金繰入額は、16,955 千円であります。</p>																																				
<p>4.責任準備金繰入額の計算に係わる出再相当額</p> <p>責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する責任準備金繰入額の金額は、4,330 千円であります。</p>	<p>4.責任準備金繰入額の計算に係わる出再相当額</p> <p>責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する責任準備金繰入額は、4,778 千円であります。</p>																																				
<p>5.利息及び配当金等収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">預貯金利息</td><td style="text-align: right;">548 千円</td></tr> </table>	預貯金利息	548 千円	<p>5.利息及び配当金等収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">預貯金利息</td><td style="text-align: right;">975 千円</td></tr> </table>	預貯金利息	975 千円																																
預貯金利息	548 千円																																				
預貯金利息	975 千円																																				
<p>6.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>6.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>																																				

■ 株主資本等変動計算書

平成 26 年度 { 自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	36,000	36,000	584,581	620,581	656,581	656,581
当期変動額						
剰余金の配当			△100,080	△100,080	△100,080	△100,080
当期純利益			28,302	28,302	28,302	28,302
当期変動額合計	—	—	△71,777	△71,777	△71,777	△71,777
当期末残高	36,000	36,000	512,803	548,803	584,803	584,803

平成 27 年度 { 自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	36,000	36,000	512,803	548,803	584,803	584,803
当期変動額						
剰余金の配当			△50,000	△50,000	△50,000	△50,000
当期純利益			70,050	70,050	70,050	70,050
当期変動額合計	—	—	20,049	20,049	20,049	20,049
当期末残高	36,000	36,000	532,853	568,853	604,853	604,853

《 株主資本等変動計算書に関する注記 》

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)					平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)						
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)					1.発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)						
株式の種類	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数	株式の種類	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数		
発行済株式					発行済株式						
普通株式	720	—	—	720	普通株式	720	—	—	720		
合計	720	—	—	720	合計	720	—	—	720		
2.剰余金の配当に関する事項 (1)配当金支払額					2.剰余金の配当に関する事項 (1)配当金支払額						
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 3 月 30 日 臨時株主総会	普通株式	100,080 千円	139,000 円	平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 30 日 臨時株主総会	普通株式	50,000 千円	69,445 円	平成 28 年 3 月 28 日	平成 28 年 3 月 31 日
(2)基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの 該当事項はありません。						
3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。						

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

年 度 科 目	平成 26 年度	平成 27 年度	増減
	〔自 平成 26 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 27 年 3 月 31 日〕	〔自 平成 27 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 28 年 3 月 31 日〕	
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	45,883	99,432	53,548
減価償却費	26,351	26,905	554
支払備金の増加額(△は減少)	6,452	16,541	10,088
責任準備金の増加額(△は減少)	48,203	50,529	2,325
退職給付引当金の増加額(△は減少)	3,126	△1,555	△4,682
利息及び配当金等収入	△548	△975	△427
有形固定資産関係損益(△は益)	—	8,469	8,469
再保険貸の増加額(△は増加)	△18,080	51,322	69,403
その他資産の増減額(△は増加)	△18,712	△42,528	△23,816
再保険借の増加額(△は減少)	9,567	△63,118	△72,686
その他負債の増減額(△は減少)	△41,264	22,359	63,623
小 計	60,980	167,382	106,401
利息及び配当金等の受取額	259	874	614
法人税等の支払額	△8,713	8,868	17,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,527	177,125	124,598
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△200,000	△300,500	△100,500
その他	△23,130	△37,531	△14,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△223,130	△338,031	△114,900
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△100,080	△50,000	50,079
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100,080	△50,000	50,079
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△270,683	△210,906	59,776
現金及び現金同等物期首残高	800,304	529,621	△270,683
現金及び現金同等物期末残高	529,621	318,715	△210,906

《 キャッシュ・フロー計算書に関する注記 》

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
1. 現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成 27 年 3 月 31 日現在)	(平成 28 年 3 月 31 日現在)
現金及び預貯金勘定 829,621 千円	現金及び預貯金勘定 919,215 千円
<u>預入期間が 3 ヶ月超の定期預金 300,000 千円</u>	<u>預入期間が 3 ヶ月超の定期預金 600,500 千円</u>
現金及び現金同等物 529,621 千円	現金及び現金同等物 318,715 千円
なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払い預金及び取得日から満期日または償還日までの期間が 3 ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。	なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払い預金および取得日から満期日または償還日までの期間が 3 ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

《 その他の注記 》

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
1. 税効果会計に関する注記	1. 税効果会計に関する注記
(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
保険契約準備金 21,768 千円	保険契約準備金 24,712 千円
退職給付引当金 5,640 千円	退職給付引当金 5,081 千円
未払金 1,797 千円	未払金 976 千円
未払費用 7,066 千円	未払費用 7,921 千円
<u>その他 894 千円</u>	<u>その他 685 千円</u>
繰延税金資産合計 37,168 千円	繰延税金資産合計 39,377 千円
(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 平成 27 年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、当年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、一律 28.85%に変更されています。この税率の変更により、繰延税金資産の金額が 2,473 千円減少し、当会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しています。	(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 平成 28 年 3 月 29 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、当年度の繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 28.24%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、28.00%になります。この税率の変更により、繰延税金資産の金額が 850 千円減少し、当会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

<p>2.資産除去債務に関する注記</p> <p>当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>	<p>2.資産除去債務に関する注記</p> <p>当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>																																
<p>3.金融商品に関する注記</p> <p>(1)金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管理規程」に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達およびデリバティブの取引は予定していません。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リスク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告される体制としています。</p> <p>定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委員会等へ報告することとしています。</p> <p>(2)金融商品の評価等に関する事項</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日(当年度決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="228 1424 807 1664"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>829,621</td> <td>829,621</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未 収 金</td> <td>197,963</td> <td>197,963</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未 払 金</td> <td>77,142</td> <td>77,142</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金融商品の時価の算定方法)</p> <p>現金及び預貯金、未収金並びに未払金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	内 訳	貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	829,621	829,621	—	未 収 金	197,963	197,963	—	未 払 金	77,142	77,142	—	<p>3.金融商品に関する注記</p> <p>(1)金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管理規程」に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達およびデリバティブの取引は予定していません。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リスク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告される体制としています。</p> <p>定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委員会等へ報告することとしています。</p> <p>(2)金融商品の評価等に関する事項</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日(当年度決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="855 1424 1434 1664"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>919,215</td> <td>919,215</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未 収 金</td> <td>231,769</td> <td>231,769</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未 払 金</td> <td>107,270</td> <td>107,270</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金融商品の時価の算定方法)</p> <p>現金及び預貯金、未収金ならびに未払金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	内 訳	貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	919,215	919,215	—	未 収 金	231,769	231,769	—	未 払 金	107,270	107,270	—
内 訳	貸借対照表計上額	時価	差額																														
現金及び預貯金	829,621	829,621	—																														
未 収 金	197,963	197,963	—																														
未 払 金	77,142	77,142	—																														
内 訳	貸借対照表計上額	時価	差額																														
現金及び預貯金	919,215	919,215	—																														
未 収 金	231,769	231,769	—																														
未 払 金	107,270	107,270	—																														

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)								平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)							
4. 関連当事者との取引に関する注記 親会社及び法人主要株主等 (単位:千円)								4. 関連当事者との取引に関する注記 親会社及び法人主要株主等 (単位:千円)							
種類	会社等名称	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(※4)	科目	期末残高(※4)	種類	会社等名称	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(※4)	科目	期末残高(※4)
親会社	SBI 少短保険ホールディングス(株)	(被所有) 直接 100.00% 間接 0.00%	役員兼任、出向職員の受入	出向者の給与負担支払(※1)	58,957	未払金	6,161	親会社	SBI 少短保険ホールディングス(株)	(被所有) 直接 100.00% 間接 0.00%	役員兼任、出向職員の受入	出向者の給与負担支払(※1)	82,640	未払金 未収金	7,315 4
				業務委託料の支払(※2)	16,956		—					業務委託料の支払(※2)	15,033		—
親会社	SBIホールディングス(株)	(被所有) 直接 0.00% 間接 100.00%	出向役員・職員の受入	不動産転借負担料等の支払(※3)	23,492	未払金 預託金	1,916 33,529	親会社	SBIホールディングス(株)	(被所有) 直接 0.00% 間接 100.00%	出向役員・職員の受入	不動産転借負担料等の支払(※3)	32,115	未払金 預託金	3,491 29,642
				出向者の給与負担支払(※1)	31,540	未払金	2,585								
<p>(取引条件及び取引条件の決定方針等)</p> <p>(※1) 出向者の給与負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。</p> <p>(※2) 業務委託料については、業務内容等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。</p> <p>(※3) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。</p> <p>(※4) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれております。</p>								<p>(取引条件及び取引条件の決定方針等)</p> <p>(※1) 出向者の給与負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。</p> <p>(※2) 業務委託料については、業務内容等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。</p> <p>(※3) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。</p> <p>(※4) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれております。</p>							
5. 1株当たり情報に関する注記 (1) 1株当たり純資産額 812,227 円 62 銭 (2) 1株当たり当期純利益 39,308 円 76 銭								5. 1株当たり情報に関する注記 (1) 1株当たり純資産額 840,074 円 55 銭 (2) 1株当たり当期純利益 97,291 円 92 銭							
6. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。								6. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。							
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。								7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。							

■ 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位:千円)

項目	平成 26 年度末	平成 27 年度末
(1)ソルベンシー・マージン総額	826,343	858,328
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	584,803	604,853
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	33,607	43,779
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前) (99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	207,932	209,696
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(2)リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	36,077	46,502
保険リスク相当額	33,607	43,779
R1 一般保険リスク相当額	33,607	43,779
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	10,456	11,976
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	4,523	6,344
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	3,728	3,941
再保険回収リスク相当額	2,203	1,690
R3 経営管理リスク相当額	881	1,115
(3)ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2) × (2)}	4580.9%	3691.5%

■ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

■ 金融商品取引法による監査証明

該当事項はありません。

業務の状況を示す指標等

■ 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	278,144	33.6%	458,446	41.3%
引受基準緩和型死亡保険	7,355	0.9%	76,454	6.9%
医療保険	532,229	64.3%	545,175	49.1%
引受基準緩和型医療保険	10,182	1.2%	29,367	2.6%
合計	827,912	100.0%	1,109,443	100.0%

※ 正味収入保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味収入保険料＝保険料＋再保険返戻金＋その他再保険収入－再保険料－解約返戻金等

■ 元受正味保険料

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	374,587	19.2%	630,380	27.3%
引受基準緩和型死亡保険	7,620	0.4%	77,165	3.3%
医療保険	1,559,035	79.8%	1,563,412	67.8%
引受基準緩和型医療保険	11,605	0.6%	36,197	1.6%
合計	1,952,849	100.0%	2,307,154	100.0%

※ 元受正味保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

元受正味保険料＝保険料－解約返戻金等

■ 支払再保険料

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	113,131	9.9%	199,110	16.2%
引受基準緩和型死亡保険	264	0.0%	3,794	0.3%
医療保険	1,026,806	89.8%	1,018,236	82.7%
引受基準緩和型医療保険	2,925	0.3%	9,825	0.8%
合計	1,143,128	100.0%	1,230,967	100.0%

※ 支払再保険料とは、再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

支払再保険料＝再保険料－再保険返戻金

■ 保険引受利益

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	△194,263	△528.5%	△148,801	△215.6%
引受基準緩和型死亡保険	△40,599	△110.5%	△91,066	△131.9%
医療保険	300,497	817.5%	341,138	494.3%
引受基準緩和型医療保険	△28,876	△78.6%	△32,250	△46.7%
合計	36,758	100.0%	69,019	100.0%

※ 保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支(保険引受に係るもの)を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

保険引受利益 = 保険料等収入 - (保険金等支払金 + 責任準備金等繰入額 + 保険引受に係る事業費)
+ その他収支(保険引受に係るもの)

■ 正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	67,900	23.7%	102,600	29.9%
引受基準緩和型死亡保険	1,500	0.5%	10,500	3.1%
医療保険	216,945	75.6%	225,263	65.7%
引受基準緩和型医療保険	526	0.2%	4,423	1.3%
合計	286,871	100.0%	342,787	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味支払保険金 = 保険金等 - 回収再保険金

■ 元受正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	97,000	13.1%	148,000	18.2%
引受基準緩和型死亡保険	1,500	0.2%	10,500	1.3%
医療保険	639,707	86.5%	647,770	79.5%
引受基準緩和型医療保険	1,052	0.1%	8,847	1.1%
合計	739,259	100.0%	815,117	100.0%

※ 元受正味支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しております。

■ 回収再保険金

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	29,100	6.4%	45,400	9.6%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	—
医療保険	422,761	93.5%	422,506	89.5%
引受基準緩和型医療保険	526	0.1%	4,423	0.9%
合計	452,387	100.0%	472,330	100.0%

保険契約に関する指標等

■ 契約者配当金

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率及びその正味合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	平成 26 年度			平成 27 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
死亡保険	24.4%	141.2%	165.6%	22.4%	104.6%	127.0%
引受基準緩和型死亡保険	20.4%	588.1%	608.5%	13.7%	194.2%	207.9%
医療保険	40.8%	△4.2%	36.5%	41.3%	△9.7%	31.6%
引受基準緩和型医療保険	5.2%	355.4%	360.6%	15.1%	189.3%	204.4%
合計	34.7%	54.3%	89.0%	30.9%	56.8%	87.7%

※ 正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

■ 出再控除前の発生損害率、元受事業費率及びその元受合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	平成 26 年度			平成 27 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
死亡保険	26.8%	121.4%	148.3%	26.5%	92.3%	118.8%
引受基準緩和型死亡保険	26.8%	772.6%	799.3%	16.8%	199.6%	216.4%
医療保険	40.8%	38.0%	78.9%	41.5%	35.1%	76.6%
引受基準緩和型医療保険	10.8%	331.2%	341.9%	25.2%	157.2%	182.4%
合計	38.0%	57.4%	95.4%	36.4%	57.8%	94.2%

※ 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{発生損害率} = \text{出再控除前の発生支払保険金} \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$$

※ 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{元受事業費率} = \text{保険引受に係る事業費} \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$$

※ 元受合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{元受合算率} = \text{発生損害率} + \text{元受事業費率}$$

※ 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{出再控除前の発生支払保険金} = \text{保険金等} + \text{出再控除前の支払備金積増額}$$

※ 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{出再控除前の既経過保険料} = \text{保険料} - \text{出再控除前の未経過保険料積増額} - \text{発生解約返戻金等}$$

■ 出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
出再先保険会社の数	3 社	3 社
出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

■ 出再保険料の格付けごとの割合

格付け区分	出再保険料における割合	
	平成 26 年度	平成 27 年度
A-以上	100.0%	100.0%
BBB 以上	—	—
その他	—	—
合計	100.0%	100.0%

※ 格付け区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の財務格付を使用し、S&P社の格付けがない場合には「その他」に区分しております。なお、各再保険会社の財務格付けは、いずれも各年度末現在の格付けに基づいております。

■ 未収再保険金

(単位:千円)

区分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	6,900	8.3%	2,100	3.7%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	—
医療保険	76,415	91.4%	54,167	95.6%
引受基準緩和型医療保険	251	0.3%	382	0.7%
合計	83,567	100.0%	56,650	100.0%

経理に関する指標等

■ 支払備金

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	9,100	17.1%	23,547	33.8%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	2,297	3.3%
医療保険	42,869	80.6%	42,609	61.1%
引受基準緩和型医療保険	1,225	2.3%	1,282	1.8%
合計	53,195	100.0%	69,737	100.0%

※ 支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	39,815	8.1%	50,376	9.3%
引受基準緩和型死亡保険	3,197	0.6%	9,483	1.7%
医療保険	447,605	90.9%	479,744	88.4%
引受基準緩和型医療保険	1,604	0.3%	3,146	0.6%
合計	492,222	100.0%	542,752	100.0%

※ 責任準備金は、元受契約における普通責任準備金(入院責任準備金、危険保険料積増分含む)および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金の残高の内訳

(平成 26 年度末)

(単位:千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	30,286	9,529	—	39,815
引受基準緩和型死亡保険	2,017	1,179	—	3,197
医療保険	425,236	22,368	—	447,605
引受基準緩和型医療保険	1,075	529	—	1,604
合計	458,615	33,607	—	492,222

(平成 27 年度末)

(単位:千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	35,517	14,859	—	50,376
引受基準緩和型死亡保険	4,696	4,787	—	9,483
医療保険	456,858	22,885	—	479,744
引受基準緩和型医療保険	1,899	1,247	—	3,146
合計	498,972	43,779	—	542,752

※ 普通責任準備金は、元受契約における未経過保険料・入院責任準備金・危険保険料積増分から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
利益準備金	36,000	100.0%	36,000	100.0%
任意積立金	—	—	—	—
合計	36,000	100.0%	36,000	100.0%

■ 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

上昇率	発生損害率(支払率)が 1% 上昇すると仮定		
算出方法	経常利益の減少額 = 発生損害額(支払額)の増加額 = 既経過保険料 × 1%		
経常利益の減少額	平成 26 年度		平成 27 年度
	8,025 千円		10,704 千円

※ 異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。

※ 既経過保険料は出再分を控除しております。

■ 事業費内訳明細

(単位:千円)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
営業費	代理店手数料	12,350	20,991
	広告宣伝費	309,225	415,857
	その他営業費	43,433	136,129
	小計	365,009	572,979
一般管理費	人件費	388,701	402,929
	物件費	330,380	317,239
	小計	719,081	720,168
税金		4,166	6,484
減価償却費		26,351	26,905
退職給付引当金繰入額		4,188	3,346
事業費合計		1,118,797	1,329,883

資産運用に関する指標等

■ 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、財務の健全性の確保の観点から、預貯金や国債・地方債等の安全資産に限定した運用が求められております。したがって、当社では、「資産運用基本方針・管理規程」や「流動性リスク管理方針・管理規程」を策定し、これらの規程に基づく運用の実践および管理態勢の整備を行っております。

直近では、安全性・流動性の確保を踏まえ、預貯金による運用を基本方針としております。

■ 資産運用の概況

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金	829,621	55.9%	919,215	59.1%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
運 用 資 産 計	829,621	55.9%	919,215	59.1%
総 資 産	1,483,001	100.0%	1,555,313	100.0%

■ 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金	548	0.06%	975	0.10%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
小 計	548	0.06%	975	0.10%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	548	0.06%	975	0.10%

■ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項はありません。

■ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

■ 有価証券及び金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

「SBIいきいき少額短期保険の現状 2016」

平成 28 年 7 月発行

SBI いきいき少額短期保険株式会社

〒106-6015 東京都港区六本木 1-6-1

泉ガーデンタワー

電話 03- 6856-4531(代表)

URL <http://www.i-sedai.com/>



SBIいきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIIKI SSI Inc.

〒106-6015 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL 03-6856-4531(代表)

<http://www.i-sedai.com>